

湖東地域ごみ処理施設候補地選定報告書（抜粋）

平成 25 年 1 月 株式会社エイト日本技術開発

3. 検討対象地の抽出

3.1 整備対象施設概要

整備対象施設の概要を以下に整理する。これらの施設を整備し、長期の安定的な稼働を実現するためには、4ha 程度の面積を必要とする。

表 3.1 整備対象施設の概要

対象物	施設規模	処理方式	備考
熱回収施設	可燃ごみ 破砕・選別可燃物 154t/日 (77t/日×2 炉)	未定	発電設備付 余熱利用施設併設
リサイクルセンター	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ(缶・金属類、 びん類、ペットボト ル、容器包装プラ・ト レイ) 53t/日	粗大・不燃系ごみ 35 t/日 その他資源系ごみ 17 t/日	破砕・選別 環境学習機能を含 む

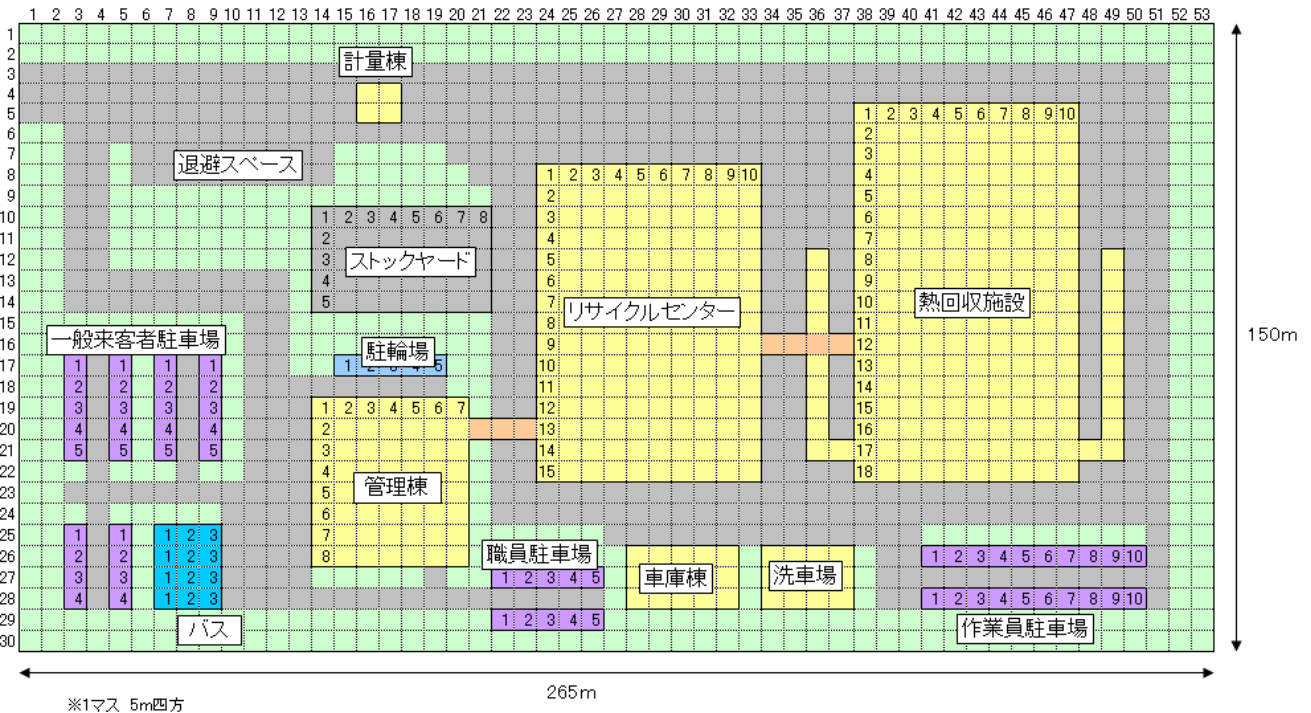
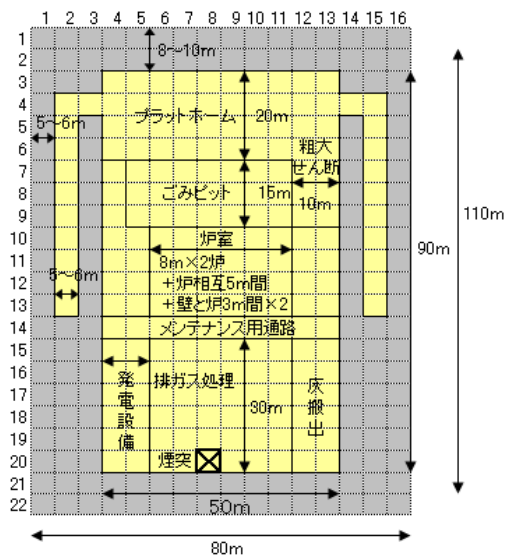


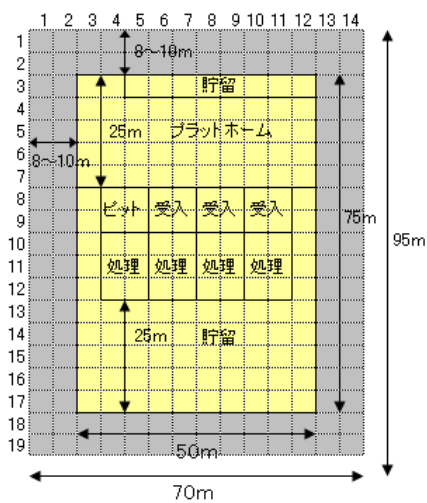
図 3.1 施設配置（イメージ）図

【参考】必要面積の設定

施設		寸法及び面積	備考
熱回収施設		80m×110m=8,800 m <sup>2</sup>	2F プラットホーム スロープ付 ※2 系列 建築面積は 50×90=4,500 m <sup>2</sup>
リサイクルセンター		70m×95m=6,650 m <sup>2</sup>	建築面積は 50×75=3,750 m <sup>2</sup> ※4 処理ライン
管理棟	管理ゾーン	1,000 m <sup>2</sup>	〈構成例〉※1F 部分
			事務室 (150 m <sup>2</sup> )
			休憩室 (ロッカー付) (130 m <sup>2</sup> )
			更衣室 (20 m <sup>2</sup> )
			トイレ (多機能トイレ含む) (200 m <sup>2</sup> )
			玄関 (風除室・ホール含む) (50 m <sup>2</sup> )
			小会議室 (50 m <sup>2</sup> )
			倉庫 (書庫) (200 m <sup>2</sup> )
	通路 (200 m <sup>2</sup> )		
啓発ゾーン	400 m <sup>2</sup>	〈構成例〉1F 部分	
		展示スペース (300 m <sup>2</sup> )	
		通路 (100 m <sup>2</sup> )	
計	40m×35m=1,400 m <sup>2</sup>		
計量棟	道路幅員 20m	計量器 3 基 (入方向 2 基・出方向 1 基) + 通行路 2 車線 (計量しない車両の入出方向) + 作業員スペース ※退避スペース確保	
洗車場	4m×15m×4 台分=240 m <sup>2</sup>		
車庫棟	4m×12m×5 台分=240 m <sup>2</sup>	ショベルローダー・ダンプ等の大型車両	
ストックヤード	25m×40m=1,000 m <sup>2</sup>	作業スペース含む	
周回道路	幅員 8m 以上	10 t 車両が通行可能	
駐車場	職員用	2.25m×5m×20 台分	20 台分確保
	作業員用	2.25m×5m×40 台分	40 台分確保
	一般来客用	大型：3.25m×13m×4 台 小型：2.25m×5m×50 台	バス 4 台分、小型車 50 台分確保
	駐輪場	—	
緑地	緩衝緑地	周辺に 10m 幅確保	建築面積を除く敷地面積に対する割合 40% 以上の確保を目標 (一部 30% 以上)



熱回収施設の必要面積



リサイクルセンターの必要面積

## 3.2 検討対象地の抽出

基本理念でも掲げたとおり、廃棄物処理施設は、住民の安全・安心な暮らし、快適な暮らしを確保するためには必要不可欠な施設であり、建設候補地の選定にあたっては、用地確保の実現性を念頭におく必要がある。

そこで、検討対象地は、以下の条件から検討を行い、4地区を抽出した。以降、ア地区、イ地区、ウ地区、エ地区と呼称する。

### (検討対象地の抽出条件)

- ・ 1市4町全域から抽出する。(他市町村は除く。)
- ・ 4ha程度のまとまった空地が確保できること。(将来、空地となる見込みの土地も含む。)

※空地とは、住宅等の建築物の立っていない土地を指す。建築物が建っていないくても、学校のグラウンド、公園、広幅員(6m以上)の道路、琵琶湖、河川は除くものとする。

※施設建設を行う目的から、短辺が100m未満の不整形な土地は除くものとする。

- ・ 空地にアクセスする道路があること。
- ・ 公有地や売地、1市4町からの推薦用地など、土地の取得の見込みがあること。

## 4. 検討対象地の比較評価

### 4.1 評価項目の設定

#### (1) 安全・安心の確保の視点

No.	評価項目	考え方(抜粋)
1	活断層との位置関係	評価にあたっては、活断層から遠い方を優位とする。
2	災害関連法等の指定地区	急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、砂防指定地、宅地造成工事規制区域、評価にあたっては、これらの法の指定がない方を優位とする。
3	その他危険地域	浸水想定地域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、評価にあたっては、上記の設定地ではなく、加えて、過去に災害履歴がない方を優位とする。
4	住宅との位置関係	評価にあたっては、住宅との距離が遠い方を優位とする。
5	教育施設との位置関係	小学校、中学校、養護学校、評価にあたっては、上記の施設との距離が遠い方を優位とする。
6	医療・福祉施設との位置関係	病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設、評価にあたっては、上記の施設との距離が遠い方を優位とする。
7	安全・安心の確保の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

## (2) 環境への配慮の視点

No.	評価項目	考え方（抜粋）
8	自然関係法等の指定地	自然公園、自然/緑地環境保全地域、保安林、風致地区/緑地保全地区、鳥獣保護区、評価にあたっては、これらの法の指定がない方を優位とする。
9	その他重要な自然環境の有無	評価にあたっては、重要な自然環境がない方を優位とする。
10	農地関連法の指定地	農振農用地、評価にあたっては、この法指定がない方を優位とする。
11	生活関連法の指定地	評価にあたっては、住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等に建設することを優位とする。
12	道路混雑度	評価にあたっては、道路混雑がない方を優位とする。
13	収集運搬効率	評価にあたっては、収集運搬効率がよい方を優位とする。
14	雨水放流先の状況	評価にあたっては、これらの放流により、周辺の環境への影響度が少ない方を優位とする。
15	環境への配慮の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

## (3) 親しまれる施設づくりの視点

No.	評価項目	考え方（抜粋）
16	文化財関連法の指定地	史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、評価にあたっては、これらの指定がない方を優位とする。
17	文化施設・観光施設との位置関係	大学、文化センター、図書館、公民館、寺社、観光集客施設、大規模公園、鉄道駅、高速道路出入口（インターチェンジ）、評価にあたっては、上記の施設との距離が遠い方を優位とする。
18	余熱利用施設等の地域貢献	評価にあたっては、余熱利用施設を建設した際における地域の貢献度や利用度が高いと想定される方を優位とする。
19	構成市町の位置関係	評価にあたっては、複数の構成市町と近接する方を優位とする。
20	他市町との位置関係	評価にあたっては、他市町からの距離の差が遠い方を優位とする。
21	親しまれる施設づくりの視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

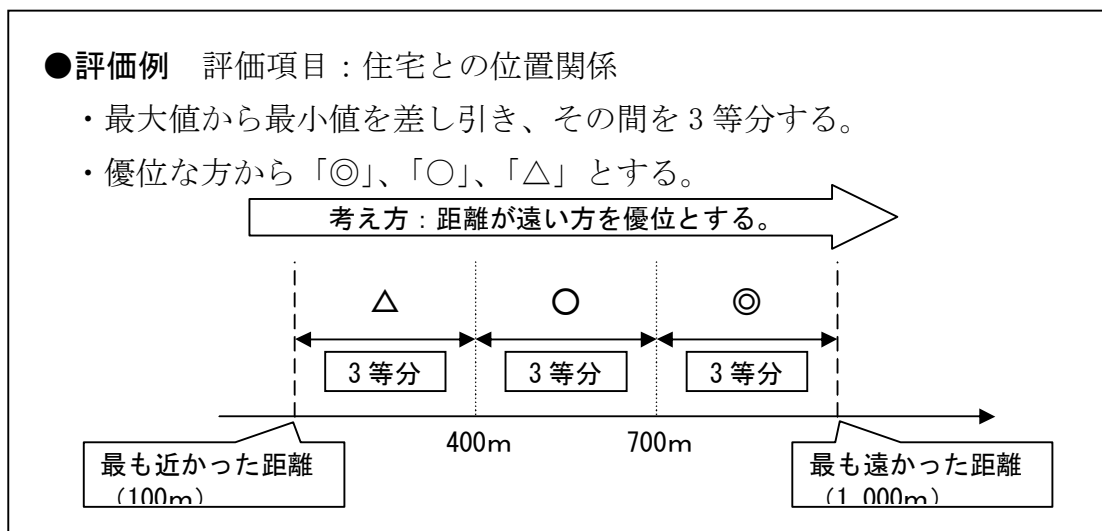
## (4) 計画的な財政運営の視点

No.	評価項目	考え方（抜粋）
22	地権者数	評価にあたっては、これらの地権者数が少ない方を優位とする。
23	造成費	評価にあたっては、造成費が安価な方を優位とする。
24	用水の確保	評価にあたっては、上水管に近く、引込が容易な方を優位とする。
25	財政上の優遇措置	評価にあたっては、財政上の優遇措置がある方を優位とする。
26	計画的な財政運営の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

## 4.2 比較評価及び得点化

前項で設定した評価項目毎に比較評価を行う。評価は、分かり易さから相対比較の3段階評価とし、最も評価の高い順から「◎」、「○」、「△」とする。数値化できるものは、可能な限り数値化を行い、以下の考えから評価を行う。

なお、他都市では、評価項目に重み付けを行っている事例も見られるが、重み付けを行う項目や配点に主観が入ることが想定されることから、ここでは行わないこととする。



評価した結果は、「◎」を3点、「○」を2点、「△」を1点とし得点化する。

評価の結果、イ地区が最高点の60点となり、次いでア地区の順となった。ウ地区及びエ地区は得点が低く、53点となった。

表 4.2 比較評価の結果

地区番号	ア地区	イ地区	ウ地区	エ地区
◎の個数	11	12	11	9
○の個数	8	10	5	9
△の個数	7	4	10	8
評価点数	56	60	53	53

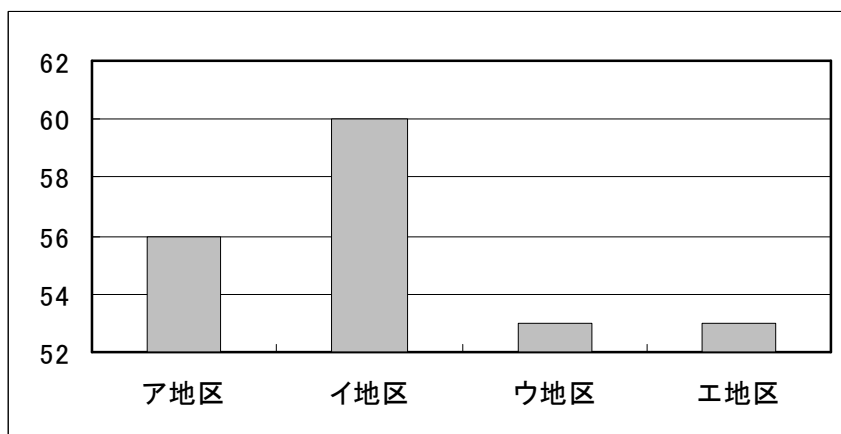


図 4.1 評価結果

三津・海瀬地区（稲枝）

- 平成 22 年 4 月 組合建設推進室設置
- 平成 22 年 8 月 循環型社会形成推進地域計画作成、承認
- 平成 23 年 9 月 促進協議会で 1 市 4 町に候補地の推薦依頼（9 月末まで）
- 平成 23 年 10 月 1 市 1 町から 4 地区の推薦を受ける
- 平成 23 年 11 月 ごみ処理施設建設候補地選定支援委託業務入札  
業者 ㈱エイト日本技術開発 4,935 千円
- 平成 24 年 5 月 促進協議会で候補地選定業務中間報告（秘）  
2 地区（三津海瀬地区と現地）について、地元折衝と調査に合意（秘）

市清掃センター近隣 4 町連絡協議会でもう 1 地区と現地が候補地と説明

- 平成 24 年 6 月 地元役員報告会（三津海瀬）
- 平成 24 年 7 月 三津海瀬地区での住民説明会開催  
三津海瀬地区を報道機関に公表
- 平成 24 年 8 月 「ごみ焼却施設を考える会」の学習会が三津町で開催される  
三津町から反対署名提出される  
三津町意見交換会開催（自治会主催）  
金沢町、肥田町（周辺自治会）から反対署名提出される  
海瀬町から反対署名提出される
- 平成 24 年 9 月 海瀬町意見交換会開催（自治会主催）  
三津町意見交換会開催
- 平成 24 年 10 月 海瀬町総会 調査受入、建設反対の決議  
海瀬町自治会長、土地開発委員長から建設推進せずの文書受理
- 平成 24 年 11 月 三津町総会 建設反対の決議  
三津町自治会長から建設推進せずの文書受理
- 平成 25 年 2 月 三津町土地開発委員長から申請取下文書受理  
組合議会で、管理者が三津海瀬地区断念の声明
- 平成 25 年 3 月 彦根市議会で、彦根市長から三津海瀬地区断念の報告

（室設立から 3 年、候補地を各市町に推薦してもらってからは 1 年半で断念）

## 前年度の問題点

資料3

番号	課題ポイント	具体的事項	改善案	
①	候補地選定方針決定期間が短い	地域計画が先に出来て、候補地決定方針が後になっている	事後検証、先進地事例調査を実施 方針決定を熟慮する	
		候補地選定に関する研究が不十分		
②	募集期間が短い	地権者が多いこと、地元がまとまっていないことが把握できず		地元自治体の審査のうえ、推薦 公募期間を長くする
		地盤が弱いことが把握できず		
③	募集時点での地元還元案がない	応募が少ない		先に地元への還元要件を決めて公表 (住民理解も得やすい)
		後から要求が出たりして双方合意が難しい		
④	候補地選定調査期間が短い	地権者が多いこと、地元がまとまっていないことが把握できず		審査や調査期間を長くする
		地盤が弱いことが把握できず		
⑤	非公開で進める	地元や周辺地域に不信感を与える	完全公開で進める 選定委員会(公募委員・有識者による) を立ち上げる	
		判明した時の反対運動が大きい		
⑥	地元自治体の関与が少ない	地元に不安感を与える	地元自治体と共同で交渉	
		地元への説得が難航する		
⑦	候補地断念の判断が早い	折角検討した場所なのに、即断念に近い	交渉期間を長くとり 地元との先進地視察の実施	
		先進地をみてもらえず、安全な施設との認識を持ってもらえない		